

裁 決 書

審査請求人

請求代理人

処分庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成30年6月12日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）がした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

平成30年4月26日付け[]で処分庁が請求人に対して行った本件処分のうち保護の開始決定日を同年5月1日とする部分は取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成30年4月26日付けで本件処分をした。
- 2 請求人は、平成30年4月27日付けで本件処分に係る通知書を受領した。
- 3 請求人は、平成30年6月12日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査請求をした。

審査請求人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、[]福祉事務所長から生活保護費を受給していた審査請求人が、平成30年4月分の保護費を受領後、[]の自宅を出て、同月16日、処分庁に対し生活保護開始申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁が、同年5月1日に生活保護が廃止されるまでは[]福祉事務所長によって保護の決定及び実施がなされているとして同年4月26日付けで行った、同年5月1日を保護の開始決定日とする保護開始決定の処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が保護の開始決定日を不服として、本件処分の一部取消しを求めるというものである。

理 由

1 関係法令の規定

(1) 法4条（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（同条1項）。

民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする（同条2項）。

前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（同条3項）。

(2) 法7条（申請保護の原則）

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(3) 法8条（基準及び程度の原則）

保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う（1項）。

(4) 法19条（実施機関）

ア 1項

都道府県知事、市長…は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

イ 2項

居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

ウ 4項

前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

2 証拠により認定できる事実

(1) 審査請求人は、[] 生まれの本件処分が行われた当時 [] 歳の [] 性である。

(2) 審査請求人は、[] で生まれ、[] で建設関係の日雇い労働者として働くなどしながら、その後 [] を出て、[]、[]、[]、[]、[] 及び [] 等を転々とし、平成20年1月から [] において生活保護を受給していた。

(3) 審査請求人は、平成26年9月上旬、同月分の保護費を受領後、預金通帳等を持って自宅を出て、[]、[]、[] の駅で寝泊りしながら点々としていたところ、[] 福祉事務所長は、審査請求人の所在が不明となっていたため、同年10月1日付けで保護を停止していたが、同人宅に残されていた家財道具が撤去されたため、同月10日、同月1日付けで保護を廃止した。

審査請求人は、同月14日、手持ち金がわずかとなったため [] に戻り、前の住居の保証人であった住宅サービスの紹介で新たに住居を構えることになり、同月15日付けで再度保護が開始された。

(4) 審査請求人は、平成30年4月上旬、同月分の保護費を受領後、預金通帳や衣類を持って自宅を出た。

同人は、その後 [] や [] を転々としながら、同月15日、[] に到着したが手持ち金がわずかとなったため、[] 駅近くの [] に助けを求め、同人から、[] を紹介された。審査請求人は [] から [] の住居を用意してもらった。

審査請求人は、同月16日、[] の [] と同行し、[] において保護開始申請を行った。

処分行政庁は、同申請については、審査請求人が [] において保護を受給中であることが判明したため、審査請求人が [] の担当ケースワーカーに電話し、同市には戻らない旨を伝えたことを確認した。

審査請求人は所持金がなかったため、保護を受給するまでの間、[] から1日

ていることからすれば、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居の場所をいうと解すべきである。

審査請求人は、平成30年4月16日から

に住居を定め、には帰らないことを明言している。

したがって、審査請求人の居住地は、同日より、の上記の住居であり、保護の実施機関は福祉事務所である。

以上から、保護の開始日を同日からとする本件処分は法19条1項1号に違反し、違法であり無効である。

2 処分行政庁の主張（弁明書について）

処分行政庁は、平成30年4月17日、の担当ケースワーカーに対し、の居住先の敷金等について従前の実施機関であるで支給できないか検討してほしい旨伝えたと、において支給する旨の回答を得た。後日、4月分の家賃についても同様の取扱いとなった。

同月25日、4月分保護費の取扱いについての担当ケースワーカーに確認したところ、敷金等の支給をすることとし、4月分保護費については全額支給済みのため返還は求めず、保護の廃止日を同年5月1日とする旨回答があった。

審査請求人は、同年4月16日からに居住地があることから法19条1項1号に基づき、保護の実施責任は福祉事務所にある旨主張する。

しかし、審査請求人は、平成26年10月15日からで保護が開始されており、平成30年5月1日に保護が廃止されるまではにおいて保護の決定及び実施がなされているのであり、同年4月16日以降も敷金の支給決定、保護廃止決定がにおいて行われているのであるから、同月30日までの審査請求人に係る保護の実施責任はにあることは明らかである。

以上から、処分行政庁においては、同一期間における保護の二重受給を防止するため、平成30年5月1日に保護を開始したものである。

3 審査請求人の主張（反論書について）

処分行政庁は、審査請求人が既に4月分の保護費を従来の「居住地」であるから支払われていることから、法19条1項1号に基づき同年5月分から支払うべき旨主張するが妥当でない。

法19条1項によれば、保護の実施機関は「居住地」または「現在地」の福祉事務所とされている。

しかし、同条2項は「居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。」と規定している。仮に審査請求人の「居住地」がであったとしても、の住居は、審査請求人にとって保護を必要とする状態が現に発生して所在している場所であり「現在地」に該当する。

以上から、仮に、審査請求人の「居住地」がであったとしても、法19条2項に基づき、処分行政庁が保護を開始すべきである。

判 断

1 保護の実施機関について

都道府県知事その他の保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に「居住地」を有する要保護者に対し、法に従って保護を決定し実施すべき責任を有する（法19条1、4項）が、右にいわゆる「居住地」とは、客観的な人の居住事実の継続性および期待性が備わっている場所、すなわち、人が現に日常の起居を行っており、将来にわたり起居を継続するであろうことが社会通念上期待できる場所をさすものと解される。

本件においては、審査請求人が、平成30年4月上旬、同月分の保護費を受領後、預金通帳や衣類を持っての自宅を出て、同月15日、にたどり着き、駅近くのからを紹介され、からの住居を用意してもらっている。

審査請求人は、同月16日、保護開始決定の申請のため処分行政庁に赴いた際、の

担当ケースワーカーに電話で連絡し、**〇〇**には戻らない旨を伝えている。そして、**〇〇**の住居の家財等は**〇〇**へは送付されず、不動産業者によって処分されている。

〇〇の家主が作成した間代証明書によれば、**〇〇**の住居の家賃は月額3万2000円、礼金は6万4000円であり、入居日は同月15日である。

以上の事実関係からすれば、本件申請当時、現に日常の起居を行っているのは**〇〇**の住居であって、**〇〇**の住居の賃貸借契約は解消されているといえることや審査請求人が**〇〇**の担当者に対して、電話で**〇〇**には戻らない旨伝えていること等の事情からすれば、**〇〇**の住居が将来にわたり起居を継続するであろうことが社会通念上期待できる場所にあたるというべきである。

上記のとおり、審査請求人は、平成26年9月上旬、**〇〇**の自宅を1か月程度不在にしたことがあったが、審査請求人によれば、その際は**〇〇**、**〇〇**、**〇〇**などの**〇〇**から比較的近い場所を転々としていたが、今回は最終的に**〇〇**にたどり着いていること、審査請求人は、**〇〇**から出た理由について、借金取りから逃れるためであって帰っても知り合いはおらず戻るつもりはない旨供述している（口頭意見陳述聴取記録）ことからすれば、**〇〇**の住居が居住地に当たるというべきである。

以上から、本件申請当時、審査請求人の居住地は**〇〇**であると認められ、**〇〇**を所管区域とする福祉事務所は**〇〇**福祉事務所である（法19条4項、**〇〇**福祉事務所長に対する事務委任規則〔昭和44年**〇〇**規則第11号〕2条、**〇〇**福祉事務所設置条例〔昭和26年条例第34号〕1条1項）から、実施機関は**〇〇**であると認められる。

2 保護の開始日について

(1) 処分行政庁の主張について

処分行政庁は、審査請求人については、平成30年5月1日に保護が廃止されるまでは**〇〇**において保護の決定及び実施がなされているため、同年4月30日までの保護の実施責任は**〇〇**にある旨主張する。

同主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、仮に、本件申請当時の審査請求人に係る保護の実施機関が**〇〇**にある旨の主張であるとすれば、上記1のとおり、本件申請当時の保護の実施機関は処分行政庁であると解すべきであるから認めることはできない。

また、同主張は、同年4月までは**〇〇**において保護が実施されていたため、要保護性が認められない旨の主張と解することができる。

(2) 要保護性について

保護の開始時期については、法に明確な定めが規定されているわけではないが、各都道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年社発第246号）」第10第3項は「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」と規定している。この点、法が申請に基づいて保護を開始する申請保護の原則をとりながら（法7条本文）、その但書において要保護者が急迫した状況にあるときは保護の申請がなくても必要な保護を行うことができると規定していることからすれば、原則としては、申請日以降の要保護状態にあると認められる時から開始すべきであると解される。

本件においては、処分行政庁も認めるとおり、本件申請当時、審査請求人は所持金がなく、**〇〇**から毎日**〇〇**円を借りていたこと、食料については保護開始までは**〇〇**に援助してもらうことを予定していたこと、同人の当時の資産の状況、扶養義務者の状況などの事情からすれば、本件申請当時、同人に要保護性が認められると解される。

もっとも、審査請求人は、平成30年4月分の保護については、**〇〇**において同月初旬に受給しており、**〇〇**の住宅に係る住宅扶助については、平成30年4月24日に礼金6万4000円分の、同月27日に4月分の日割り家賃の1万5000円分の保護を受給しているため、その限度では、保護の補足性（法4条1項）を満たしているとは言えないとも解される。

(3) **〇〇**における保護決定について

ア **〇〇**においては、法19条4項の規定により、保護の実施が福祉事務所長に委任されている**〇〇**事務委任規則〔昭和42年規則第6号〕3条。そして、福祉事務所長はその福祉事務所の所管区域における所務を掌理するものであることからすれば（社会福祉法〔昭和26年法律第45号〕14条2項、**〇〇**福祉事務所条例〔昭和42年条例第66号〕1条によれば、**〇〇**を所管区域とするのは**〇〇**福祉事務所である。）、委託された保護

の事務についてはその所管区域についてのみ執行しうるものであり、その所管区域外においてこれを行うことは不適切であり、できないものというべきである。

上記のとおり、審査請求人の本件申請時における保護の実施機関は処分行政庁と解すべきことからすれば、平成30年4月15日以降は、 はもはや保護の実施機関とはいえないのであるから、継続して保護を実施することはできなくなるものというべきであり、同日以降は、原則として処分行政庁が支弁すべきものであると解される。

イ 上記のとおり、本件申請時における審査請求人に係る保護の実施機関は処分行政庁と解すべきことからすれば、平成30年4月15日以降は、 は、保護の実施機関とはいえないのであるから継続して保護を実施することはできなくなるものというべきである。

本件においては、上記のとおり、本件申請時において、審査請求人の「居住地」が であり、したがって が平成30年4月15日以降の保護を支給することが法19条に反することは、本件において認められる事情からすれば明らかであったと評価できること、保護の実施機関を規定する法19条の要件の根幹についての過誤であるといえることなどの事情からすれば、 が同日以降の保護費について何らかの措置を取るまでは同月分の保護費が既に支給されているため要保護性が認められないと判断せざるを得ないとするのは不適切であるというべきである。したがって、同市による是正措置がなくても処分行政庁は、既に受給した同日以降の保護費について考慮することなく要保護性を判断できるというべきである(最高裁昭和43年(オ)第314号同49年3月8日第二小法廷判決参照:旧所得税法(昭和22年法律27号)のもとにおいて、雑所得として課税の対象とされた金銭債権が後日貸倒れによって回収不能となった場合に、その貸倒れの発生と貸倒額とが客観的に明白で、課税庁に格別の認定判断権を留保する合理的必要性がないと認められるときは、当該課税処分そのものが取消または変更されなくても、国は、同処分に基づいて先に徴収した所得税のうち右貸倒額に対応する税額を不当利得として納税者に返還する義務を負うものされた事例。)

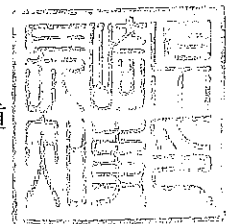
3 まとめ

以上からすれば、処分行政庁としては、平成30年4月15日以降は、同月初旬に生活扶助が支給されていたことを考慮することなく要保護性を判断すべきであったにもかかわらず、同年5月1日に保護が廃止されるまでは において保護の決定及び実施がなされているため同月までの保護の実施機関は同市であるとして、保護の開始決定日を同年5月1日としたことは不適切な処分と言わざるを得ず、本件処分はその限度で取り消されるべきである。

よって、行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月20日

審査庁 長崎県知事 中村 法道



(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として(訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。